2013年3月18日

株式会社地域経済活性化支援機構の業務開始について

- 1. 本日、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律が施行され、当機構は、商号を株式会社企業再生支援機構から株式会社地域経済活性化支援機構へと変更し、従前からの事業再生支援に加えて、地域経済活性化支援に関わる新たな業務を担う組織として再出発しました。
- 2. 当機構は、我が国の地域経済が低迷を続ける中、その再建を図る事業再生支援機関として平成21年10月に設立され、以来、債務調整、出融資、専門人材の派遣等事業再生に係わる包括的な機能を持つ事業再生の専門集団として、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者等の事業再生支援に積極的に取り組んで参りました。これまでに28件の支援決定を行い、地域経済・雇用の維持に貢献しながら、14件について円滑に支援を完了し、14件について支援を継続中です。

今回の法施行により、この事業再生支援については、再生支援の決定期限が5年間延長(平成30年3月末まで。ただし、予め主務大臣の認可を受けた事業者に対しては同年9月末まで延長可能)され、支援期間も3年以内から5年以内へと延長されるとともに、大規模事業者以外の支援対象事業者について、その名称の公表義務が無くなりました。

また、地域経済活性化支援に関わる新たな業務として、地域金融機関の事業再生子会社や事業再生ファンドに対する専門家派遣、出融資等を通じた「地域の再生現場の強化」を図るための業務と、地域活性化ファンドや地域金融機関への専門家派遣、出資を通じた「地域活性化に資する支援」を行うための業務が追加されたところです。

3. 当機構では、これらの業務に対応していくため、従前より設置していた「中小企業経営支援政策推進室」を発展的に改組し、新規業務の中核を担う「地域活性化オフィス」を設置するとともに、事業再生支援業務を担う「プロフェッショナル・オフィス」と「地域活性化オフィス」をまたぐ業務全体の企画・調整機能の強化を図るため、「業務企画室」を設置しました。

なお、中小企業の事業再生支援に関わる相談受付等「中小企業経営支援政策 推進室」が担っていた業務は、「地域活性化オフィス」が引き継いでおります。

- 4. 当機構としましては、「地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図る」とする法目的の達成に向け、全役職員一丸となって、その任務の遂行に取り組んで参ります。
 - *添付資料:「株式会社地域経済活性化支援機構の概要」

本件に関するお問い合わせ先 企業再生支援機構 企画調整室 TEL: 03-6266-0304